

令和7年11月28日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

監査の結果に対する措置事項の公表

地方自治法第199条第14項の規定により、廿日市市長から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

1 監査結果公表年月日

令和7年1月24日

2 監査結果に対する措置事項の通知年月日

令和7年11月10日

3 監査の結果（指摘事項等）及び措置の内容

別紙のとおり

令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況の報告について

令和7年11月10日

1 産業部観光課（対象団体：合人社・東洋観光グループ共同企業体）

| 適正な事務手続について【指摘事項】 | |
|---|--|
| 監査の結果 | 措置内容 |
| <p>令和6年1月24日に廿日市市（以下「市」という。）と締結した国民宿舎みやじま杜の宿の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第15条に規定する第三者への再委託に係る市の承諾が得られていないこと、基本協定書第50条に規定する運営協議会が開催されてないことなど、基本協定書に基づく手続きが行われていない事例が見られた。指定管理者及び所管部局の双方において、基本協定書の内容を改めて確認し、実態に即していない内容については必要な見直しを行った上で、基本協定書に基づいた適正な事務手続の徹底に努められたい。</p> <p>また、利用料金の額は、廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとされているが、指定管理者から利用料金設定承認申請書が提出されていないため、条例に基づく適正な承認手続を行われたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 第15条に規定する第三者への再委託について、指定管理者からの申請と市の許可手続きを都度適切に実施することを指定管理者と市で確認。 第50条に規定する運営協議会について、指定管理者と協議の上、基本協定を変更し、適宜行うものとした。 利用料金について、指定管理者と協議の上、条例に基づく申請及び許可手続きを実施。 |